

保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、 保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める 意見書の提出を求める陳情

陳情の趣旨

国に対して「保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書」を提出してください。

理由

コロナ禍でも基本的に開所が求められている保育施設では、感染防止対策をしながら、子どもの命と健康を守り、発達を保障する保育が行われていますが、保育士等の精神的・肉体的な負担は大きく、保育士不足に拍車をかけています。これらを改善し、質を確保した保育の受け皿を増やすためには職員の増員と処遇の改善が急務です。

しかしながら国は、「新子育て安心プラン」において、待機児童がいる自治体限定とはいえ、保育所において「各クラスで常勤保育士1名必須配置」としているところを、短時間（パート）保育士だけで担当できるとする緩和を実施しようとしています。パート保育士が増えれば、常勤・正規職員の負担がさらに増すなどの問題が生じ、クラス担任はすべてパート対応で構わないとなれば保育の質低下は免れません。

また、小学校においては、2021年度より順次35人学級（一般的には25人前後の学級が増える）が実現することになり、さらなる少人数学級の推進が課題になっています。にもかかわらず、小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所の4・5歳児の配置基準（子ども30人に保育士1人）は72年間変わらないままであり、改善の検討もされていないことは由々しき事態と言わざるを得ません。

コロナ禍のなかで、保育所の重要性がいっそう明らかになり、職員の増員、処遇改善を求める保護者、職員、地域住民の声は大きくなっています。いまこそ国が責任をもって改善をすすめることが求められています。

つきましては貴議会より、国に対して「保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書」を提出していただけるようお願いいたします。

2021年2月18日

福岡県保育団体連絡会